

大学と青少年教育施設の教育連携と組織間関係

—国立施設を事例として—

天野 智水*

1. 研究の背景

近年、大学教育の中に社会奉仕などの体験活動を学習として取り入れる動向がみられる。

大学審議会答申（2000）は、「多様な文化や価値観を受容し、その中で自らの考え方を主張し、行動できる心豊かな人材を育てるためには、知識の修得だけでなく、多様な文化に触れたり、多様な価値観を持つ人々と交流を行ったりするなどの実体験を持つことが必要である。そのためには、各大学において、ボランティア活動等の社会貢献活動を授業に位置付けるなどの取組を進めるとともに、国内外でのフィールドワーク等の機会を充実することが必要である」と述べている。また、中央教育審議会答申（2002）は、「青少年の時期には、学校内外における奉仕活動・体験活動を推進する等、多様な体験活動の機会を充実し、豊かな人間性や社会性などを培っていくことが必要である」として、「大学、短期大学、高等専門学校、専門学校などにおいては、学生が行うボランティア活動等を積極的に奨励するため、正規の教育活動として、ボランティア講座やサービ斯拉ーニング科目、NPOに関する専門科目等の開設やインターンシップを含め学生の自主的なボランティア活動等の単位認定等を積極的に進めることが適当である」と述べている。実際に平成18年度には、国立47、公立15、私立211の計273大学が「ボランティア活動を取り入れた授業科目を開設」している（文部科学省 2008）。

しかし、体験活動に青年への教育効果を見出しているのは、高等教育機関だけではない。青年の家等と称される青少年教育施設は、「これまで青少年に集団で行う生活体験、社会体験、自然体験など様々な体験活動を提供する地域の中核的な施設として、学校等の関係機関と連携して体験活動プログラムを開発して提供」してきている（中央教育審議会 2007）。そして、大学の中には青少年教育施設の提供する体験プログラムを、自身の教育課程に取り入れているものもみられる。高等教育を担い学位授与権をもつ大学と青少年に対する研修を担う青少年教育施設という異なる目的をもつ2つの組織が、同様の内容の体験活動プログラムを提供しているのである。

こうしてみると、大学の教育課程における大学と青少年教育施設の連携は注視すべきものといえる。

2. 本研究の目的

社会教育の領域では、学社連携に比べて「社」の主体性を強調した学社融合という考えが提起されている。すなわち、「あくまでも学校主導で社会教育施設がその施設利用によって協力するという連携」にとどまらず、「学校教育と社会教育、あるいは学校と社会のそれぞれの機能がオーバーラッ

* 琉球大学大学教育センター准教授

プする部分の教育活動を、そのいずれかに属するとするのではなく両者が共有するものとしてとらえ、その融合部分が教育活動の新たな領域として考えられるような関係」が学社融合とされる(渋谷 1996: 23, 27-8)。具体的には、社会教育側としては「社会教育職員が学社連携・融合の意義や必要性に対する理解を深め、学校教育で活用できる、例えば、社会教育施設における学習プログラムや教材を開発し提供すること」があげられる(清水 1996: 55)。

しかし、ここで学社融合と称された連携関係、すなわち、大学が青少年教育施設を物理的に利用するのみではなく、そこで提供される教育をも利用する場合は、大学教育の質的保証という観点から慎重に検討すべき点がある。それは、大学以外の教育施設で行われる学習を大学卒業の要件を満たす単位数に算入することの是非である。2007年7月に大学設置基準の一部(第19条第1項)が改正され、大学は教育上の目的を達成するために必要な授業科目を「自ら」開設するものとされた。これは文部科学省の通知によると(19文科高第281号)、「大学は当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目については、自ら必要な教員組織並びに施設及び設備を備え、当該大学の指導計画の下で開設するべきものであることを明確化する趣旨」によるものであった。少なくとも、青少年教育施設に大学の授業を「丸投げ」するような「外注化」は許されないのである。それでは、なぜ、あるいは、どのように大学は、上記のような青少年教育施設との連携に取り組むのだろうか。

このようにみえてくると、大学と青少年教育施設間の連携の経緯、両者の思惑、そして具体的な連携の内容などを明らかにして、組織間の関係を考察する必要があると思われる。先行研究では、青少年教育施設を含む社会教育施設と学校の連携(あるいは融合)が扱われているが、研究開発以外の機能に関してまで大学が連携関係の中で扱われることは少ない。一方で、教師教育カリキュラムを中心に大学教育における奉仕・体験学習の意義や効果に関する先行研究は見られるが、連携にかかる組織面の課題が扱われることは少なかった。その中であって、天野(2008)は国立青少年交流/自然の家を対象とした質問紙調査に基づいて、大学と青少年教育施設の連携状況を報告している。本稿は、この報告を踏まえた事例調査を実施して上記実態を明らかにし、青少年教育施設と大学の組織間関係について考察する。

以下では、分析の視点(第3節)と研究の方法(第4節)を述べた後、まず研究対象の機構上の説明を行い(第5節)、質問紙調査の結果(第6節)と訪問調査の結果(第7節)を示した上で、まとめと考察を行う(第8節)。

3. 分析の視点

私立大学はもとより法人化を迎えた国公立大学においても、組織経営の視点を回避することができなくなっていることから、組織間の関係は重要性を増している。大学は自組織単独では十分に賄うことのできない資源(金銭的なものに限らず)について、他組織への依存を検討せざるを得ない。そして、それは大学間のみならず大学と非大学の組織との間にまで及んでいる。その一方で、大学が自らの自律性を保持するためには、過度に他組織に依存することはできない。大学教育の質を保証する責任がかつて以上に大学に問われていることを鑑みると、自らの教育について他組織から妥協を迫られない自律性が必要となる。本稿の場合、この他組織となるのは青少年教育施設だが、施設側にとっても他組織、すなわち大学資源への依存と自律性は問題となる¹⁾。想定される両組織の関係をいくつかの側面についてみると、次の通りである。

第一に、それぞれの組織がもつどの資源に期待をして連携するかという点がある。大学が青少年教育施設に期待すると考えられる資源は、体験型の学習指導についてノウハウをもつ施設職員、提

供される教育プログラム、あるいは、宿泊や野外活動等が可能な設備面にとどまらず学生以外の施設利用者も含めた広い意味での環境である。一方、施設側が大学に期待する資源は、当該施設の利用者となる学生であろう。財政緊縮のおり、利用者数という目に見えるかたちで実績を示すことが国立施設には求められているからである。

第二に、連携の要請をどちらが積極的に行ったかである。自分にはない資源を他組織が持っているとしても、それに依存する意向をどの程度持っているかはまた別の問題である。連携の経緯を知るとは、この意向をある程度うかがい知ることにつながるだろう。

第三に、連携して実際に行われる活動への関わり方である。青少年教育施設が実施する教育プログラムに大学がどの程度介入するのか、むしろ施設は活動の場を提供するのみで大学（教員）が教育内容を単独で決定し実施するのか。

第四に、教育プログラムの目的は何かがあげられる。汎用的能力の養成を目的とする場合、大学と青少年教育施設の機能の重複がみられることになる。職場で必要となる実務的な能力の養成を目的とした職業実習の場合には、大学と青少年教育施設の役割分担は比較的明らかであると考えられる。

以上の仮説をまとめたものが表1である。職業実習のように大学では提供できない青少年教育施設の有する資源への依存を期待して、大学から積極的に連携を求めていった場合には、施設が展開する教育プログラムに大学は修正を求めることが難しいと想定される。この場合、両組織の関係は施設が自律性の高い優位な立場にあるといえる。逆に、大学の有する学生という資源に期待して、汎用的能力の養成という大学と重複する領域にまで自身の機能を拡大し、青少年教育施設から大学に対して連携を求めた場合、施設が教育プログラムを提案してもその内容に大学の意向が反映される余地は大きくなると想定できる。この場合は、大学が自身の教育内容について自律的な、相対的に優位な立場にあると考えられる。このように、どちらが優位な立場にあるかの視点を基盤において両者の関係を明らかにしたい。

表1 大学と青少年教育施設の想定される関係

	青少年教育施設優位	大学優位
期待する資源	(大学の期待) 指導者, プログラム, 環境	(施設の期待) 利用者となる学生
連携の要請	大学から	青少年教育施設から
活動への関与	大学は活動に介入せず	大学の意向を反映した活動
教育目標	実務能力養成	汎用的能力の養成

4. 研究の方法

文部科学省「社会教育調査」には、「青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、あわせてその施設を青少年の利用に供する目的で、地方公共団体が設置した社会教育施設」を対象とした、青少年教育施設調査が含まれている。「少年自然の家」「青年の家(宿泊型)」「青年の家(非宿泊型)」「児童文化センター」「その他」に分類された青少年教育施設は、平成17年度調査では全国に合わせて1,320施設存在する。設置者別施設数をみると、都道府県196、市(区)881、町214、村22、組合7となっている。

一方、「国立青少年交流の家」と「国立青少年自然の家」が全国に合わせて27設置されており（前者13、後者14）、交流体験あるいは自然体験を中心とした青少年教育を企画・実施している。

このうち、本稿では国立の青少年教育施設と大学との連携事例を対象として取り上げる。後でみるように、国立青少年教育施設はナショナルセンターとして先導的・モデル的な事業を進める立場にあるとされており、まず取り上げるべき対象と考えた。なお、道府県立の青少年教育施設に対しては、2008年9月に質問紙調査を送付しており、この調査結果は別の機会に報告したい²⁾。

さて、2007年10月に、全国の国立青少年交流／自然の家のうち、連携事例を把握していた「国立青少年交流の家」1つを除く26施設に対して「単位取得を可能とする大学との連携事業に関する調査」として質問紙を郵送し、18の施設から回答を得た。また、この質問紙調査を踏まえて、2008年2月に電話による補足調査を行ったほか、同2月から4月にかけて訪問調査を行った。対象は2つの国立青少年交流施設と1つの国立大学教育学部である。

5. 独立行政法人国立青少年教育振興機構について

「国立青年の家」と「国立少年自然の家」は2001年にそれぞれ独立行政法人となった後、2006年には「国立オリンピック記念青少年総合センター」を含めて「独立行政法人国立青少年教育振興機構」に統合された。そして、同機構の施設として、それぞれ「国立青少年交流の家」と「国立青少年自然の家」の名称となっている。『業務方法書』によると、前者は「交流体験活動の機会の提供による青少年に対する研修」を、後者は「自然体験活動の機会の提供による青少年に対する研修」を主たる事業としている。

同機構の『中期目標』では、「Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の質の向上に関する事項」として、「我が国の青少年教育のナショナルセンターが行うにふさわしい教育事業」の一環として「先導的・モデル的な体験活動事業」などを進めるとしている。また、「大学等高等教育機関、民間団体及び関係機関等との連絡・協力の促進を図る」ことが謳われている。これを受けた『中期計画』「Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」では、「体験型環境学習事業やボランティア学習推進事業など、国の政策課題に対応した青少年の体験活動事業」を推進することとし、「大学等高等教育機関、民間団体、関係機関等との共催事業を積極的に行う」ことや、「高等教育機関等に在学する社会教育実習生やインターンシップの受入れ体制の充実を図る」ことが述べられている。

以上のように同機構では、先導的なモデル事業として青少年の体験活動事業を推進すると同時に、大学等と協力関係を構築して社会教育実習生やインターンシップの受入れを充実させることを目指している。しかし、後でみるように大学との連携は社会教育実習科目以外でも行われている。こうした動向は同機構本部が方針として掲げているというよりも、施設レベルでの動きであることがうかがえる。従って、個々の施設と大学との関係をみていく必要がある。

6. 質問紙調査結果

天野（2008）で国立青少年教育施設を対象に実施した質問紙調査結果が報告されているが、これを補完するために実施した電話による追加調査結果を加えて、改めて連携の概要を示す。

(1) 単位取得が可能となる事業

「貴施設の事業のうち、事業に参加した学生がその参加活動をもって大学（短期大学を含む）の単位を取得することが可能となる取組の実績はありますか」と尋ねたところ、「ある」と回答したのは9施設、「ない」が6施設、「検討中」が3施設であった。以下では、取組実績のある9施設についてみていく³⁾。なお、連携先は全て4年制大学で、設置者別内訳は6つの国立大学と5つの私立大学であった。また、5つの施設がそれぞれ1つの大学と、3つの施設がそれぞれ2つの大学と、そして1つの施設が3つの大学との連携実績を有していた。

(2) 連携授業科目

次に、連携により単位取得が可能となる科目についてみてみよう。なお、複数科目を回答している施設もあるため、合計は回答施設数と一致しない。まず、最も多い回答は教職科目で5施設が実施している。次にあげられるのが社会教育実習科目で、3施設がこれを回答している。それから、教養教育科目を回答した施設が2つあった。なお、事前に連携実績を把握していたために質問紙調査の対象とはしなかった事例では、教養教育科目として実施しており、少なくとも3施設が教養教育に関わっていることになる。最後に、1施設のみ回答しているのが、放送大学の体育科目の実習部分を担当しているというものであった。

さて、社会教育実習は、社会教育主事となる資格を有する上で大学において習得すべきと文部科学省令（社会教育主事講習等規程）で規定されている科目（選択必修）の1つである。職場で必要となる実務的な能力の養成を図るため、社会教育施設で実施される実習である。

一方、教養教育科目として連携・開講されているものは、職業資格とのかかわりで設けられたものではなく、したがって特定の職場で必要となる実務能力の養成というよりも、汎用的な能力養成を目的とするものである。大学と青少年教育施設がオーバーラップする機能を共有している具体例と位置づけられよう。

教職科目として連携・開講されているものは、職業資格取得にかかわるという点では、社会教育実習に近い。この教職科目の趣旨については、文部科学省のフレンドシップ事業が掲げているものが当てはまる。国立教員養成大学・学部の充実を図るため設けられた同事業は、「学生が子どもたちと触れ合い、子どもの気持ちや行動を理解し、実践的指導力の基礎を身に付けられるよう、宿泊触れ合い活動や理科実験教室などの機会を設ける等の取組」（文部省 1998）である。この事業の一環として、青少年教育施設との連携による教職科目が設けられていると思われる。ただし、職場となる学校での教育実習とは異なっており、職場で必要となる実務的な能力の養成そのものとは異なると考えられることから、社会教育実習と教養教育科目を両端とする軸の中間に位置づけられよう⁴⁾。

(3) 両者の関係について

組織間の関係を考えるうえで、連携を始める際にどちらがイニシアティブをとったか、は重要である。質問紙調査では、「施設から大学に対して、連携・協力の依頼を行った」との回答が4施設からあり、残る5施設は「大学から施設に対して、連携・協力の依頼が行われた」との回答だった。科目の種類（社会教育実習、教職科目、教養教育科目）と連携開始にかかるイニシアティブとの間には関係がみられなかった。

では、授業時間に占める施設活動の割合はどれほどだろうか。「4分の1以下」との回答が2施設、「半分程度」が1施設、「4分の3以上」が3施設、「不明」が3施設であった。授業の大半が青少年教育施設で行われ、それに対して単位が与えられる場合があることに注目したい⁵⁾。

最後に、当該連携事業における施設の影響力を尋ねている。回答者の個人的な印象を問うものではあるが、おおよその傾向は把握できると思われる。その結果、図に示すように、「活動内容と計画」

について最も施設が影響力をもつ傾向にあり、また、「学生に期待する目標の設定」についても施設の影響力が大きいと考えられている。学習の目標と内容という重要な部分の決定について、施設が与えた影響が大きいことがうかがえる。一方、学生の成績評価に関しては、施設が関与する程度が低いことがうかがえる。こうした傾向は、上記イニシアティブを発揮した4施設に限定しても同様にみられるものであった。

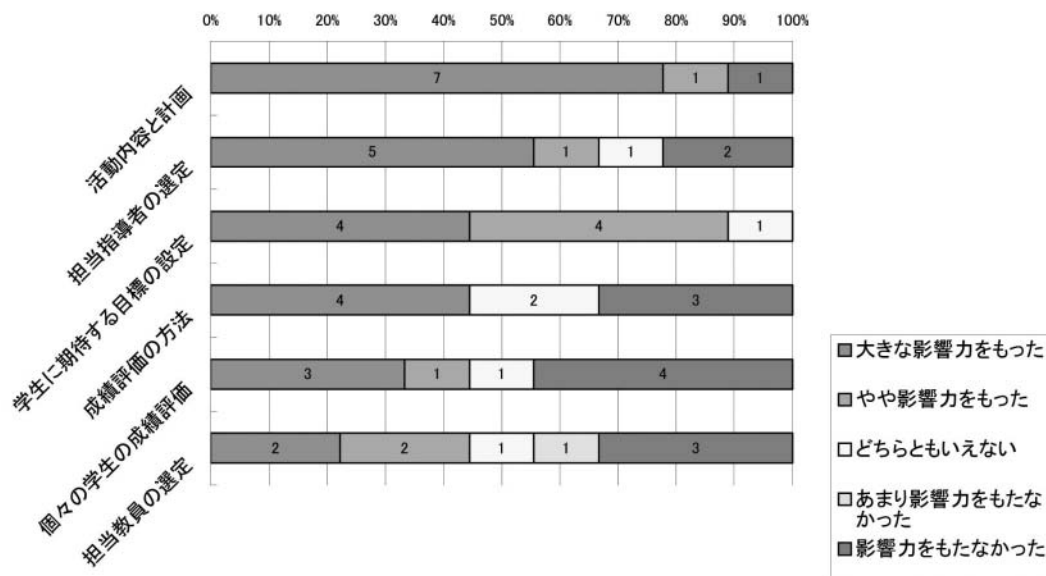


図1 青少年教育施設の影響力

7. 訪問調査結果

上記質問調査の結果を踏まえ、3つの連携事例について訪問調査を行った。1つは、連携実績のある国立施設の3つが甲信越地方の国立A大学教育学部を連携先と回答していることから、A大学の担当部署を訪問し教員から連携の経緯や現状についての聞き取り調査を行った。2つ目は、地元国立大学と教養教育科目について連携しているB青少年交流の家で、企画指導専門職の方から聞き取りを行った。3つ目は、同じく地元国立大学と教養教育科目について連携しているC青少年交流の家の企画指導専門職の方からうかがったものである。なお、調査結果をまとめたものを表2に示した。

(1) 事例1

A大学教育学部では1996年度より教育職員免許法施行規則の定める「教職の意義等に関する科目」として、青少年教育施設等での活動を組み込んだ必修科目を開講している。当時文部省が「フレンドシップ事業」を開始する以前から始まった取組みであり、先導的な事例である。

連携にあたっては、大学側より所在県内の国立施設と公立施設に協力依頼を行っている。その後、

今回は近隣県の国立青少年教育施設から同科目への参加の申し出があり連携先は拡大していった。なお、連携先は青少年教育施設に限らず、養護学校や小中学校も含まれている。

授業は大学における講義と施設等での体験により構成される。学生は施設企画事業の参加者という立場と事業支援者（補助スタッフ）の中間的立場で関与する。なお、科目開設当初に比べて現在は、学生の負担を考慮して施設での活動時間数を減らしている。

「子ども理解、教員の姿を見る」ことが授業の趣旨であり、そのため、連携先施設に対して大学側が具体的な指導内容を提示して求めることはない。成績評価は最終レポートに相当するポートフォリオによって大学の担当教員が行う。

青少年教育施設が連携に積極的に参加する理由は、1 つには自分の後輩にあたる将来の教員を養成しようという意識があるという。というのも、国立青少年交流の家の企画指導専門職は人事交流によって高校などの教員が配置されており、2 年程度の勤務を経て再び学校に戻っていくからである。2 つ目の理由には、施設利用者の伸び悩みがあり、学生を利用者として受け入れたいという意向がある。そして3 つ目に、補助スタッフとしての役割も学生に期待しているという。

(2) 事例 2

中国・四国地方のB青少年交流の家は、自ら事業理念などを説明した企画書を地元国立大学に提出して、単位認定にかかる連携を働きかけた。その結果、2007 年度に同大学の教養教育科目として、同施設の企画事業を用いた授業が開講されている。この授業の対象は主に将来教員を目指す学生を念頭においていたが、教養教育科目のため教育学部学生に限定しているわけではない。実のところ、「フレンドシップ事業」で大学が予算を獲得していたことから、教育学部におけるこの事業の一環として企画事業が組み込まれることを施設側は当初狙ったという。しかし、開講時期に間に合わないということもあり、教育学部での開講を見送ったという経緯があった。

6 日間の企画事業の前半は文化を学び、後半は小学生 20 名との交流が行われる。この企画事業に参加して活動を行うことが授業内容の大半を占める。連携先大学（教員）は広報活動のほか、当日実地に企画事業に参加して振り返りの時間を担当するとともに、この振り返り活動とレポートをもとに成績評価を行う。一方、企画事業内容の立案や講師の選定は施設側が行う。

積極的に連携に取り組んだ施設側の理由は、1 つには法人化を契機として施設利用者数を増やす必要性があったからである。企画事業の内容によって利用者を集めやすいものも、そうでないものもあり、後者のてこ入れ策として学生の参加を期待したといえよう。また、このことにより企画事業の質を向上することも狙いとしている。2 つ目には、将来教員になる学生に地域や日本の文化の大切さを伝えたいというものがあった。

なお、このような単位取得を絡めた教育面での連携については、国立青少年教育振興機構本部の方針として特に掲げられているものではなく、施設として生き残りをかけた独自戦略であるとのことであった。

(3) 事例 3

九州・沖縄地方のC青少年交流の家は、従前、同施設企画事業に学生が事業運営のボランティアとして参加してきたという実績があったことから、ボランティアとして参加する学生に対して単位が与えられるべく、県内大学に対してボランティア科目開設の依頼を行っている。その際、ボランティア科目の授業計画案および達成目標や授業方法を記載したシラバス案の送付も行っている。これを受けて地元国立大学では同施設より送付された施設提案資料の検討、および同施設との意見交換を繰り返した後、企画事業の計画内容自体は施設の提案の通りとしつつも、授業目標や成績評価基準を整理し、学内の様式に沿うかたちで新たにシラバスを作成した。これに加えて受講手続き等

を定めた覚書を作成し、施設側の了承をえることで、平成 19 年度より教養教育科目として開設される運びとなった。授業を通じて「世代の異なる様々な人とコミュニケーションをはかることができる」能力や、「集団の中で協調性および指導性を発揮できる」能力が養われることが期待されている。

授業内容は、同施設企画事業に通算 30 時間以上、事業運営のボランティアとして参加することで、大学側は受講前のオリエンテーションと、活動終了後のレポートによる成績評価を行う。当該授業の担当教員が講師として企画事業の一部に関与した実績はあるが、この講師選定を含めて活動内容の企画・立案・実施は施設職員によって行われる。ただし、学生ボランティアは事業運営の補助スタッフであるだけでなく学習者として参加しているという点について、施設職員の認識は高いことがうかがえた。

連携を積極的に働きかけた施設側の理由としては、ボランティア参加者数を増やすことがあげられた。この背景には、授業と位置づけられれば教員の理解も得やすいし、学生も活動に参加しやすいだろうとの配慮があり、また、ボランティア参加学生から同趣旨の要望もあったという。

なお、他県のある国立大学から社会教育実習生の受入れを行っているが、これは「インターシップに近いかたちで実施している」として、本ボランティア科目とは異なる位置づけにあることも指摘された。

表 2 訪問調査のまとめ

	国立A大学教育学部 (国立3施設の連携先)	B 青少年交流の家	C 青少年交流の家
所在地	甲信越地方	中国・四国地方	九州・沖縄地方
経緯	大学側より所在県内の国立施設と公立施設に協力を依頼して連携開始。その後、今度は近隣県の国立青少年教育施設から連携の申し出があり連携先が拡大。	施設側が、事業理念などを説明した企画書を地元国立大学に提出して連携開始。	県内大学に対し、授業計画案および達成目標や授業方法を記載したシラバス案を送付して、ボランティア科目開設要請。これに応えた地元国立大学との連携開始。
授業科目	教職科目	教養教育科目	教養教育科目
授業方法	大学における講義と施設等での体験により構成。科目開設当初に比べて現在は、学生の負担を考慮して施設での活動時間数を減らしている。	施設企画事業に参加して体験活動を行う。	施設企画事業にボランティアとして参加する。
事業内容	青少年教育施設が決定。	青少年教育施設が決定。	青少年教育施設が決定。
成績評価	大学(担当教員)が行う。	大学(担当教員)が行う。	大学(担当教員)が行う。
施設の連携目的	将来教員になる学生の育成、施設利用者数の確保、補助スタッフとして人手になる。	将来教員になる学生の育成、施設利用者数の確保。	ボランティア参加者数を増やす、大学教員の理解を促し学生がボランティアに参加しやすくする。

8. まとめと考察

青少年教育施設の提供する体験型の教育プログラムが、大学の教育課程に導入されている複数の例があった。この連携に向けて積極的に働きかけたのは、大学側の場合もあれば施設側の場合もあった。大学が連携を持ち掛けるのは、キャンパス内では完結させることのできない教育を成立させる必要があるため、職場で求められる実践的能力養成を目的とした現場の体験を施設に求めるものがその典型例であった。一方、施設が大学との連携を望むのは、学生の育成に貢献するという理由のみならず、施設利用者数の確保や補助スタッフとなるマンパワー確保のためであり、学生という資源に期待していることが分かった。また、この資源を得るために、職業教育にとどまらない汎用的能力養成を目的にした教育（すなわち教養教育）プログラムを施設が用意し、大学に提案することで連携が始まっている例を2つ確認できた。こうした申し出が施設からあった場合、大学は自身の要求を反映させるためにプログラム内容や活動に関与することが想定できるが、事例からは強い関与をみることはなかった。むしろ、多忙化のおり施設職員のマンパワーに依存したいというのが大学の期待のようであった。従って、連携の経緯等に関わらず、個々の学生が学習体験から得た成果を評価し、その結果によって単位認定の可否を決定することは大学が行うが、学習目標・内容・計画の作成と実施は施設が主に担当するという分業関係がうかがえた。繰り返しになるが、以上を第3節の視点で述べれば、連携の要請をどちらが積極的に行ったにせよ、また、提供するプログラムの目標が実務能力養成であれ汎用的能力の養成であれ、施設側は自らの活動に大学から介入を受けることがなかった。その意味で、学生という大学の資源に依存していても施設は優位な立場にあるといえる。もっとも、大学は自律性を損なう不利な立場にあるというわけではない。施設の資源に依存しつつ、学習成果の評価と認定を自律的に行うことで、大学教育としての質を保証しているのである。

ただし、こうした分析は国立の青少年教育施設に限ったもので、施設数がそもそも少ない上に、確認できた連携事例も数例にとどまっているという限界がある。第4節でも述べた公立施設も対象に含めて、事例調査数を増やすことにより、この教育連携の全国的な実態をより詳細に明らかにする必要がある。

さて、以上の現状を踏まえた上で考えるべき実践的な課題は、教育の質保証という責任を果たしながらいかに大学は青少年教育施設との連携を図っていくかというものである。青少年教育施設に大学教育を行う使命はなく、それはあくまで大学の果たすものなのだから、上記の分業関係が適切かどうか検討の余地がある。文部科学省（19文科高第281号）は、他の教育施設等と連携する際に必要な対応として、①授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている、②大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている、③大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している、④大学の授業担当者による成績評価が行われる、という例をあげている。しかし、こうした対応、特に②は独自にプログラムを構築して運営してきた青少年教育施設の立場からは余計な干渉とも捉えられかねないため、必ずしも容易にできることではない。そこで、組織間の境界で調整をする担当者、とりわけ大学側の担当者の存在が重要となる。このポジションにある者は、施設担当者との接触頻度を許される限り高めて信頼関係を構築することから始めて、意思疎通の十分図られた協働関係を構築することが求められる⁶⁾。

注

- 1) 組織間における依存と自律の問題については、山倉 (1993: 58-59) の組織間関係論を参考にした。
- 2) 道府県立の青少年教育施設に対する質問紙調査は、社団法人全国青少年教育施設協議会のウェブサイト (<http://www.seishokyo.jp/sisetu.html>, 2008年9月) より、名称と所在地が判明した140の同会加盟施設に対して実施した。107施設より回答があり、76.4%の回収率であった。このうち、施設の事業に参加することで大学の単位取得が可能となる取組みを実施したものは39であった。授業科目の内訳をみると、社会教育に関する科目(社会教育実習)が20、教職科目が8、教養教育科目が2、その他が9であった。
- 3) 調査時点で取組実績のない施設の動向も知るため、参考までに、「貴施設において、大学の単位取得を可能とする事業が、今後増えていくと思われますか」と尋ねた結果を以下に示す。「そう思う」との回答が5施設、「ややそう思う」が7施設、「どちらともいえない」が5施設であり、大学の単位認定にかかわる連携が活発になる可能性を否定する回答はなかった。しかしながら、施設間で大学との連携事業への取組に対する温度差がうかがえることも興味深い結果であった。
- 4) ただし、社会教育主事のポストは少なく、実際にこの職に従事する者は多くないという。「社会教育を学ぶことが進路選択には直接つながることはやはり難しい状況であるが、これからの人生の中での『学び』を考える機会になるとすれば、ぜひ多くの学生に[社会教育主事課程を]経験してほしいと願っている」という指摘(入江 2002: 199)は、社会教育実習に限定したコメントではないが本来は職業資格教育と考えられる社会教育主事課程が汎用的な能力養成につながることを指摘しているものといえよう([]内は筆者記載)。そう考えると、両者の区別はそれほど明確ではないかもしれない。
- 5) 連携開始時にイニシアティブを発揮した4施設のうち2施設が、大学での受講時間に対して「4分の3以上」の施設活動をもって単位取得が可能となると回答している。残る2施設は「不明」と回答。また、前者の2施設は、大学との連携にあたって当該事業プログラムを「新規に作成」という力の入れ具合もみせている。なお、当該事業のプログラム作成に関して、「プログラムは大学との連携を開始するにあたり新規に作成されたものですか」との設問に対して、2施設が「新規に作成」し、6施設が「既存のプログラム」を用い、1施設が「既存のプログラムに修正を加えた」と回答している。
- 6) 山倉 (1993: 65) は組織間の信頼が協働を継続させるとし、またその信頼は接触の頻度が高いことでもたらされることを指摘している。なお、アメリカの研究では、Kezar and Rhoads (2001) がサービス・ラーニングを実施するアメリカの大学における組織面での課題として、①サービス・ラーニングの学習目標のあり方、②サービス・ラーニングを正課とするか、あるいは教員ではなく教務担当専門職員の仕事とすべきか、といった科目としての位置づけの問題、③教員および教務担当専門職員の職務領域上、サービス・ラーニングはどこに位置づけられるのか、④教員、教務担当専門職員、および地域の協働関係のあり方、をあげている。アメリカでの文脈をそのまま当てはめることはできないが、学内の分担関係についても検討する余地はあるかもしれない。

参考文献

天野智水, 2008, 「(研究ノート) 大学における奉仕・体験活動の単位認定にかかわる青少年教育施設との連携について - 国立施設との連携を事例として -」『大学探究』創刊号: 25-31.

- 独立行政法人国立青少年教育振興機構『独立行政法人国立青少年教育振興機構業務方法書』平成13年4月2日 文部科学大臣認可，平成19年4月1日改正。
- 独立行政法人国立青少年教育振興機構『独立行政法人国立青少年教育振興機構の達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）』平成18年4月1日 文部科学大臣指示。
- 独立行政法人国立青少年教育振興機構『独立行政法人国立青少年教育振興機構の中期計画』平成18年4月1日 文部科学大臣認可。
- 中央教育審議会，2002，『青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について（答申）』。
- 中央教育審議会，2007，『次代を担う自立した青少年の育成に向けて - 青少年の意欲を高め，心と体の相伴った成長を促す方策について - （答申）』。
- 大学審議会，2000，『グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について（答申）』。
- 入江直子，2002，「大学での資格取得・主事講習と社会教育職員の任採用」大槻宏樹編著『21世紀の生涯学習関係職員の展望 - 養成・任採用・研修の総合的研究 - 』多賀出版: 197-205.
- Kezar, Adrianna, and Rhoads, Robert A, 2001, "The Dynamic Tensions of Service Learning in Higher Education, A Philosophical Perspective," The Journal of Higher Education, Vol.72, No.2: 148-71.
- 渋谷英章，1996，「学校教育と学社融合」『日本生涯教育学会年報』第17号: 17-30.
- 清水英男，1996，「地域における生涯学習推進と学社融合」『日本生涯教育学会年報』第17号: 43-61.
- 文部科学省，2008，『大学資料』第179号，文教協会。
- 文部省，1998，『平成9年度我が国の文教施策 - 未来を拓く学術研究』。
(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpad199701/hpad199701_2_121.html , 2008.12)
- 山倉健嗣，1995，「組織間関係と組織間関係論」『横浜経営研究』第XVI巻第2号: 56-68.

Abstract

Giving Academic Credits in Cooperation with Education
Institutions for Youth:
The Relationship between Universities and National Education
Institutions for Youth

Tomomi AMANO

Associate Professor, University Education Center, University of the Ryukyus

Some universities are giving credit to students who participate in off-campus activities in cooperation with so called education institutions for youth. To establish subjects which can't be completed on campus only, these universities rely on outside institutions. On the other hand, national education institutions for youth collaborate with universities to get students as clients or supportive staff.

Education institutions for youth tend to affect decisions of courses contents that are built in universities' curriculum. On the other hand, universities tend to evaluate the result of students' studies and grade each student by themselves. This relationship is useful for each side. But, is this relationship sufficient for ensuring the quality of higher education?